

令和 5 年 度  
第 6 回  
徳島地方最低賃金審議会  
第 2 回  
特定最低賃金合同専門部会

日 時 令和 5 年 12 月 21 日 (木)  
午後 3 時 00 分～

場 所 あわぎんホール 5 階小ホール  
徳島市藍場町 2 丁目 14 番地

徳 島 労 働 局

# 次 第

- 1 令和5年度の最低賃金審議結果と総括
- 2 令和6年度の審議予定
- 3 その他（賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策等）

# 資 料 目 次

資料番号・資料名	頁
1 最低賃金リーフレット（特定最低賃金）	1
2 令和5年度 最低賃金決定状況	
徳島県最低賃金改正の推移と目安額、未満率、影響率等	3
四国各県の特定最低賃金の推移	4
地域別最低賃金 全国決定状況	5
一般機械等特定最低賃金 全国改定状況	6
電気機械等特定最低賃金 全国改定状況	7
3 令和5年度 審議日程	8
令和6年度 審議日程（予定）	9
徳島県最低賃金改正答申 付帯決議	10
4 令和5年度 徳島地方最低賃金審議会 実地視察資料	11
5 賃金引上げ支援策等	
業務改善助成金リーフレット（徳島版）	14
業務改善助成金活用事例（第2集）	18
徳島県賃上げ応援金プラス	29
最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策	31
最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています（パンフレット）	35
よろず支援拠点	39
賃金引き上げ特設ページ	41
年収の壁・支援強化パッケージ	43
配偶者手当の見直しの検討	45
労務費の適切な取り扱いのための価格交渉に関する指針（概要）	47

# 徳島県の最低賃金

時間額

令和5年10月1日から

# 896 円

確認しよう、最低賃金！



徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業		<b>令和5年の金額改正はなく、令和5年10月1日から、徳島県最低賃金 896 円 が適用されます。</b>	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和5年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和5年 12月21日

## 業務改善助成金

徳島県最低賃金との差額50円以内の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合に利用できます。

助成率：最大9割  
上限額：最大600万円



## 厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

### キャリアアップ助成金

賃金規定を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に利用できます。



### 事業再構築助成金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要な従業員数が一定以上いる場合に利用できます。



### ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引上げ幅以上（地域別最低賃金+50円以上）に賃上げの努力を行う場合に補助金の採択において加点措置が得られます。



## お問い合わせ・相談先

- **最低賃金** 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- **業務改善助成金** 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)
- **働き方改革や経営改善に向けた相談先** 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



# (1) 最低賃金はすべての労働者に適用されます

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の形態を問わず、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

## ■減額の特例

しかし、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤に該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

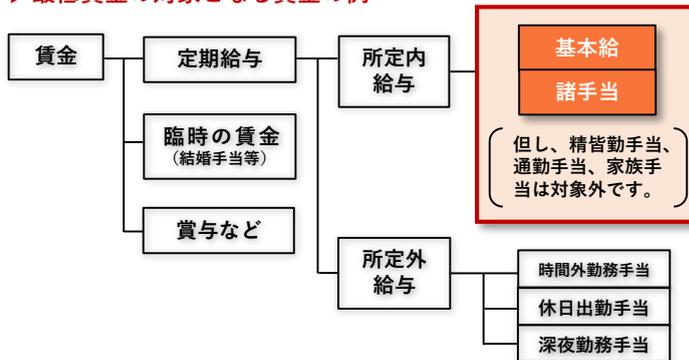
# (2) 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## ▶最低賃金の対象となる賃金の例



# (3) 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみでの表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには(2)に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給制の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ② 日給制の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給制の場合  
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- ⑤ 上記①、②、③、④の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

## 月給制の場合の比較方法の例

- 徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、
- 1日の所定労働時間 8時間
  - 年間所定労働日数 258日
  - 年間総所定労働時間 2,064時間 (8時間 $\times$ 264日)
  - 1か月の平均所定労働時間 172時間 (2,064時間 $\div$ 12か月)
  - 月給 155,000円

徳島県最低賃金額は896円（時間額）ですので、  
月給 155,000円

$$\frac{155,000}{172} = 901.16 > 896$$

したがって、この場合は最低賃金額を上回るとなります。



## 徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等

(平成22～令和5年度)

年 度		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
県最賃	改正前時間額	633円	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円
	改正後時間額	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円	896円
	引上額	12円	2円	7円	12円	13円	16円	21円	24円	26円	27円	3円	28円	31円	41円
	引上率	1.90%	0.31%	1.08%	1.83%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.51%	3.52%	0.38%	3.52%	3.76%	4.80%
	目安額	10円	1円	4円	10円	13円	16円	21円	24円	25円	26円	—	28円	30円	40円
	目安率	1.58%	0.16%	0.62%	1.53%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.38%	3.39%	—	3.52%	3.64%	4.68%
	引上額-目安額	2円	1円	3円	2円	0円	0円	0円	0円	1円	1円	—	0円	1円	1円
	未満率	1.27%	0.80%	1.54%	1.22%	1.26%	1.40%	1.34%	2.06%	1.49%	0.97%	1.63%	1.18%	1.92%	1.56%
	影響率	2.45%	0.93%	2.54%	2.17%	2.55%	3.00%	6.88%	5.60%	7.34%	8.75%	5.08%	11.71%	16.43%	14.94%
	造作材等	改正前時間額	770円	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円
改正後時間額		773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円	876円
引上額		3円	2円	5円	8円	10円	12円	14円	16円	17円	16円	2円	1円	—	—
引上率		0.39%	0.26%	0.65%	1.03%	1.27%	1.50%	1.73%	1.94%	2.02%	1.87%	0.23%	0.11%	—	—
地域引上との差		-9円	0円	-2円	-4円	-3円	-4円	-7円	-8円	14円	-11円	-11円	-27円	—	—
未満率		8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	7.77%	11.61%	10.14%	11.19%	3.02%	5.77%	—	—
影響率		8.28%	8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	10.68%	17.00%	12.60%	11.89%	3.81%	6.85%	—	—
一般機械器具	改正前時間額	791円	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円
	改正後時間額	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円	1020円
	引上額	6円	4円	6円	9円	11円	13円	17円	20円	23円	25円	3円	17円	32円	43円
	引上率	0.76%	0.50%	0.75%	1.12%	1.35%	1.57%	2.02%	2.33%	2.62%	2.78%	0.32%	1.83%	3.39%	4.40%
	地域引上との差	-6円	2円	-1円	-3円	-2円	-3円	-4円	-4円	20円	-2円	0円	-11円	1円	2円
	未満率	2.63%	5.31%	4.41%	9.17%	6.21%	7.40%	7.04%	6.27%	7.47%	7.80%	7.40%	3.81%	2.89%	3.59%
	影響率	3.33%	5.54%	5.30%	9.67%	6.73%	9.82%	9.32%	9.27%	12.00%	11.66%	10.89%	7.69%	8.86%	10.41%
電気機械器具	改正前時間額	746円	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円
	改正後時間額	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円	983円
	引上額	7円	6円	7円	11円	15円	13円	17円	19円	21円	23円	3円	23円	31円	41円
	引上率	0.94%	0.80%	0.92%	1.44%	1.93%	1.64%	2.11%	2.31%	2.50%	2.67%	0.34%	2.59%	3.40%	4.35%
	地域引上との差	-5円	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円	0円
	未満率	6.11%	7.62%	8.43%	9.46%	8.76%	2.81%	8.86%	12.32%	10.83%	7.89%	4.99%	1.99%	19.71%	8.86%
	影響率	7.93%	12.96%	14.27%	15.62%	22.94%	10.57%	18.95%	23.95%	22.29%	24.09%	9.72%	22.15%	35.69%	41.70%

備 1)算出は小数点以下第3位を四捨五入している。  
 考 2)未満率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合  
 考 3)影響率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合

## 四国各県の特定最低賃金の推移

### はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	779	10	780	10	770	10	-	
20	時間額	789	10	791	11	779	9	-	
21	時間額	791	2	794	3	781	2	-	
22	時間額	797	6	801	7	788	7	-	
23	時間額	801	4	806	5	792	4	-	
24	時間額	807	6	813	7	798	6	-	
25	時間額	816	9	823	10	807	9	-	
26	時間額	827	11	836	13	820	13	-	
27	時間額	840	13	850	14	835	15	-	
28	時間額	857	17	869	19	856	21	-	
29	時間額	877	20	890	21	877	21	-	
30	時間額	900	23	915	25	902	25	-	
R元	時間額	925	25	940	25	927	25	-	
2	時間額	928	3	943	3	930	3		
3	時間額	945	17	970	27	957	27	-	
4	時間額	977	32	1,000	30	963	6	-	
5	時間額	1,020	43	1,040	40	997	34	-	

### 電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	733	11	733	11	732	11	721	10
20	時間額	743	10	743	10	742	10	730	9
21	時間額	746	3	746	3	745	3	731	1
22	時間額	753	7	753	7	753	8	738	7
23	時間額	759	6	759	6	760	7	738	0
24	時間額	766	7	767	8	767	7	741	3
25	時間額	777	11	777	10	778	11	745	4
26	時間額	792	15	790	13	792	14	750	5
27	時間額	805	13	805	15	808	16	756	6
28	時間額	822	17	822	17	829	21	766	10
29	時間額	841	19	841	19	849	20	776	10
30	時間額	862	21	862	21	870	21	788	12
R元	時間額	885	23	883	21	892	22	793	5
2	時間額	888	3	886	3	895	3	793	0
3	時間額	911	23	913	27	921	26	793	0
4	時間額	942	31	942	29	947	26	793	0
5	時間額	983	41	982	40	987	40	793	0

注：徳島県、香川県、愛媛県は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。  
高知県は、電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業。

令和5年度 地域別最低賃金額一覧

都道府県名	ランク (※1)	答申額【円】	前年度決定 額【円】	引上げ額 【円】	上昇率	目安+	発効年月日	
北海道	B	960	920	40	4.35	0	10月1日	
	青森	C	898	853	45	5.28	6	10月7日
	岩手	C	893	854	39	4.57	0	10月4日
	宮城	B	923	883	40	4.53	0	10月1日
	秋田	C	897	853	44	5.16	5	10月1日
山形	C	900	854	46	5.39	7	10月14日	
	福島	B	900	858	42	4.90	2	10月1日
	茨城	B	953	911	42	4.61	2	10月1日
	栃木	B	954	913	41	4.49	1	10月1日
	群馬	B	935	895	40	4.47	0	10月5日
埼玉	A	1028	987	41	4.15	0	10月1日	
	千葉	A	1026	984	42	4.27	1	10月1日
	東京	A	1113	1072	41	3.82	0	10月1日
	神奈川	A	1112	1071	41	3.83	0	10月1日
	新潟	B	931	890	41	4.61	1	10月1日
富山	B	948	908	40	4.41	0	10月1日	
	石川	B	933	891	42	4.71	2	10月4日
	福井	B	931	888	43	4.84	3	10月1日
	山梨	B	938	898	40	4.45	0	10月1日
	長野	B	948	908	40	4.41	0	10月1日
岐阜	B	950	910	40	4.40	0	10月1日	
	静岡	B	984	944	40	4.24	0	10月1日
	愛知	A	1027	986	41	4.16	0	10月1日
	三重	B	973	933	40	4.29	0	10月1日
	滋賀	B	967	927	40	4.31	0	10月1日
京都	B	1008	968	40	4.13	0	10月6日	
	大阪	A	1064	1023	41	4.01	0	10月1日
	兵庫	B	1001	960	41	4.27	1	10月1日
	奈良	B	936	896	40	4.46	0	10月1日
	和歌山	B	929	889	40	4.50	0	10月1日
鳥取	C	900	854	46	5.39	7	10月5日	
	島根	B	904	857	47	5.48	7	10月6日
	岡山	B	932	892	40	4.48	0	10月1日
	広島	B	970	930	40	4.30	0	10月1日
	山口	B	928	888	40	4.50	0	10月1日
徳島	B	896	855	41	4.80	1	10月1日	
	香川	B	918	878	40	4.56	0	10月1日
	愛媛	B	897	853	44	5.16	4	10月6日
	高知	C	897	853	44	5.16	5	10月8日
	福岡	B	941	900	41	4.56	1	10月6日
佐賀	C	900	853	47	5.51	8	10月14日	
	長崎	C	898	853	45	5.28	6	10月13日
	熊本	C	898	853	45	5.28	6	10月8日
	大分	C	899	854	45	5.27	6	10月6日
	宮崎	C	897	853	44	5.16	5	10月6日
鹿児島	C	897	853	44	5.16	5	10月6日	
	沖縄	C	896	853	43	5.04	4	10月8日

※1 都道府県ごとに、経済指標を基に設定されているランクに応じ、中央最低賃金審議会において地域別最低賃金引上げ額の目安を審議(A～C、新ランク制)

令和5年度 一般機械器具製造業関係特定最賃決定状況

都道府 県名	改定前額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	発効日	地域別最賃 R5年(円)	備 考
山 形	919	<b>961</b>	+42	12/25	900	
茨 城	964	<b>1005</b>	+41	12/31	953	
栃 木	970	<b>1007</b>	+37	12/31	954	
群 馬	965	<b>1006</b>	+41	12/29	932	
千 葉	922				1026	必要性無
東 京	832				1113	必要性無
神奈川	857				1112	申出無
石 川	971	<b>1000</b>	+29	12/31	933	金属製品、電気機器を含む
福 井	915	<b>933</b>	+18	12/24	931	
長 野	956	<b>994</b>	+38	<u>12/16</u>	948	輸送用機器を含む
愛 知	968				1027	<u>必要性無</u>
三 重	762				973	申出無
滋 賀	978	<b>1013</b>	+35	12/31	967	
京 都	822				1008	申出無
大 阪	1028	<b>1070</b>	+42	<u>12/1</u>	1064	金属製品、輸送用機械を含む
兵 庫	993	<b>1035</b>	+42	<u>12/1</u>	1001	
奈 良	905				936	<u>必要性無</u>
島 根	963	<b>1010</b>	+47	12/22	904	
岡 山	972	<b>1005</b>	+33	12/29	932	労側反対
広 島	984	<b>1020</b>	+36	12/31	970	
徳 島	977	<b>1020</b>	+43	12/21	896	
香 川	1000	<b>1040</b>	+40	<u>12/15</u>	918	
愛 媛	963	<b>997</b>	+34	12/25	897	
佐 賀	929	<b>974</b>	+45	12/30	900	使側反対
長 崎	875				898	必要性無

発効日欄で下線があるのは、徳島よりも発効日が早いところ  
 改定前 地賃との差欄で下線があるのは、今年、地賃が上回ったいわゆる「埋没」のところ  
 備考欄の「必要性無(下線)」は令和4年に必要性なしとなったところ

令和5年度 電気機械器具製造業関係特定最賃決定状況

都道府 県名	改定前額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	発効日	R5地域別 最賃(円)	備 考
北海道	955	997	+42	12/1	960	
青 森	888	927	+39		898	
岩 手	877	917	+40	12/30	893	
宮 城	919	959	+40	12/15	923	
秋 田	891	930	+39	12/24	897	
山 形	903	945	+42	12/25	900	●使側反対
福 島	880				900	
茨 城	961	1002	+41	12/31	953	精密機器を含む
栃 木	971	1008	+37	12/31	954	
群 馬	965	1006	+41	12/29	935	
埼 玉	1013	1055	+42	12/1	1028	
千 葉	1013	1055	+42	12/25	1026	
東 京	829				1113	申出なし・新設あり
神奈川	890				1112	申出なし
新 潟	965	1005	+40	12/27	931	
富 山	910	951	+41	12/24	948	
石 川	923	963	+40	12/31	933	
福 井	857				931	必要性無
山 梨	959	997	+38	12/16	938	
長 野	945	983	+38	12/24	948	精密機器を含む
岐 阜	929	965	+36	12/21	950	
静 岡	964	997	+33	12/21	984	
愛 知	901				1027	必要性無
三 重	952	987	+35	12/21	973	
滋 賀	965	1003	+38	12/31	967	精密機器を含む
京 都	986			1/27	1008	
大 阪	994	1068	+74	12/1	1064	
兵 庫	961	1002	+41	12/1	1001	
奈 良	891				936	必要性無
鳥 取	859	906	+47	12/17	900	
島 根	882	929	+47	12/10	904	
岡 山	932	974	+42	12/21	932	
広 島	953	995	+42	12/31	970	
山 口	948	986	+38	12/15	928	
徳 島	942	983	+41	12/21	896	
香 川	942	982	+40	12/15	918	
愛 媛	947	987	+40	12/25	897	
高 知	793				897	必要性無
福 岡	977	1019	+42	12/10	941	
佐 賀	900	943	+43	12/29	900	使側反対
長 崎	864				898	必要性無
熊 本	896	940	+44	12/15	898	
大 分	896	941	+45	12/25	899	
宮 崎	831				897	必要性無
鹿 児 島	842				897	必要性無

発効日欄で下線があるのは、徳島よりも発効日が早いところ  
 改定前 地賃との差欄で下線があるのは、今年、地賃が上回ったいわゆる「埋没」のところ  
 備考欄の「必要性無(下線)」は令和5年に必要性なしとなったところ

## 令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示等
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんト モニプラザ)会長及び会長代理選 任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～とくぎんトモニプラザ)審 議方法、実地視察検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール)県最賃諮問、特定最賃 必要性諮問			専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示(異議)
8/17	木			第1回特定最賃造作材専門部会 (13:30～労働局)必要性審議	
8/22	火				異議申出締切日
8/23	水	第5回本審(11:00～労働局)県 最賃異議審議答申、特賃必要性 答申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (9:30～労働局)必要性審議、答 申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
9/1	金				官報公示
9/12	火			実地視察(一般機械 特定最低 賃金事業場)	
9/26	火			第2回一般機械専門部会(10:00 ～労働局)金額審議	
10/1	日				県最賃 発効日
10/12	木			第2回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議	
10/13	金			第3回一般機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議、答申	要旨公示(異議)
10/19	木			第3回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議	
10/20	金			第4回電気機械専門部会(13:30 ～労働局)金額審議、答申	要旨公示(異議)
10/30	月				異議申出締切日(機械)
11/6	月				異議申出締切日(電気)
11/14	火				官報公示(機械)
11/20	月				官報公示(電気)
12/21	木	第6回本審(15:00～あわぎんホー ル)総括審議		第2回特定最賃合同専門部会 (15:00～あわぎんホール)	特定最賃 発効予定 日
1月頃					特定最低賃金、適用 事業者数、労働者数 確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明	

## 令和6年度 最低賃金審議日程(予定)

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付	
5月			公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)		
7月		第1回本審 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問	第1回あり方検討小委員会 審議方法、実地視察検討		専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示
7月中旬			実地視察(県最賃事業場)		
7月下旬		第2回本審 目安答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会 金額審議		
8月上旬		第3回本審 県最賃答申	第2～3回県最賃専門部会 金額審議、部会報告		要旨公示(異議)
					異議申出締切日
8月下旬		第4回本審 県最賃異議審議答申、特賃必要性答申、特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 必要性審議、答申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
9月					県最賃 官報公示
9～10月				第2～4回 特定最賃 専門部会 金額審議、答申	要旨公示(異議)
10月上旬					県最賃 発効予定日
10月					異議申出締切日(特定最賃)
11月					官報公示(特定最賃)
12月		第5回本審		第2回特定最賃合同専門部会	
12/21	土				特定最賃 発効予定日

## 付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対する要望として、下記の付帯決議を採択する。

## 記

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上による持続的な賃上げを可能とするため、より多くの企業が業務改善助成金を始めとする各種の助成金等を速やかに受給できるよう、要件緩和を含む制度の拡充、申請手続の支援強化及び申請書類審査の簡素化を図ること。また、生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討すること。
- 3 「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化すること。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難である医療、福祉、介護等の事業について、別途支援策を検討すること。
- 4 賃上げや労働時間延長による年収の増加に伴い、新たに生じた労働者の社会保険料負担を肩代わりした企業に対する助成金制度を早急に運用開始すること。また、労働者が扶養控除等の対象外となることによる手取り額の減少を気にして就業調整を行うなど、実質的な所得向上が阻害されることのないよう、税・社会保障制度の改革も含め、最低賃金引上げの実効性を担保する施策を検討すること。
- 5 徳島県を含む四国の物流の生命線である本州四国連絡道路について、割高となっている海上部の通行料金の引下げにより、他地域との輸送コスト比較における不利を解消すること。

## 制度拡充！

## 令和5年度業務改善助成金のご案内

令和5年8月31日に拡充されました！（改正部分はピンク色の文字の部分です）

## 業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日

（事業完了期限：令和6年2月28日）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

（計画の承認と事業の実施後）  
業務改善助成金を支給  
（最大600万円）

## 対象事業者・申請の単位など

【参考】徳島県最低賃金 896円（R5.10.1改正）

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

別々に  
申請

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

## 【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、

- ・ 賃金引き上げ計画書
- ・ 事業実施計画書

が必要です。



事業場規模  
50人未満で  
あればこちら  
も適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引き上げ計画は不要**です。（事業実施計画は必要です。）



※令和5年4月1日～12月31日まで。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。（詳しくは中面へ。）

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

&lt;例&gt;

○事業場内最低賃金が896円

→助成率9/10

○8人の労働者を986円まで引き上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

&gt;

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ **450万円**が支給されます。申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

徳島県の場合 (R5.10.1改正)

## 助成率

896円～946円

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)

( )内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

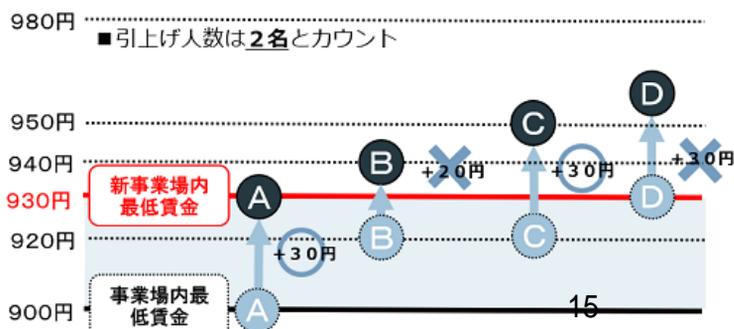
※「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」\*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 ⇒

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/content/contents/001151182.pdf>

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかがいした。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫  
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客が目行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

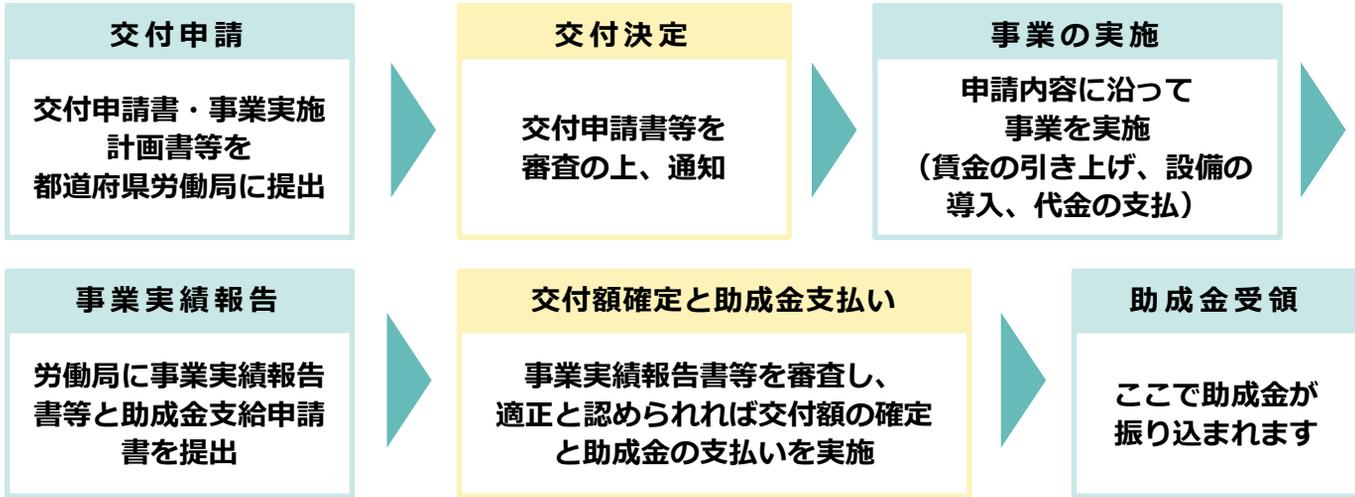
**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日**までに引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金 (900円→950円) が発効される場合

発効日の前日 (9月30日) までに事業場内最低賃金の引き上げ (905円→950円) を完了

**対象!**

発効日の当日 (10月1日) に事業場内最低賃金の引き上げ (905円→950円) を実施

**対象外**

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A (「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号 : 0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

【リストプ®相談窓口】 徳島働き方改革推進支援センター 電話番号 : 0120-967-951 (受付時間 平日9:00~17:00)

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です

住所 : 〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

電話番号 : 088-652-2718

— 生産性向上に資する設備投資等を行って事業場内最低賃金をアップ —

# 「業務改善助成金」 徳島県内で活用された設備投資事例（第2集）

## INDEX

ページ

食料品製造業	1 自動皮むき機	2 全自動エア式キャッパー	3 金属検出機	4 冷塩水システム	1
縫製品製造業	5 アイロニングテーブル	6 本縫いミシン	7 裁断機	8 縦筒扁平縫いミシン	2
その他の製造業	9 電動ハンドリフト	10保護フィルム貼り機			3
飲食業	11真空包装機	12冷凍庫、ガスレンジ、炊飯器、電動鱗（うろこ）とり機、コーヒーマシン			4
農業	13芋洗い機、高圧ポンプ	14ビニールハウス開閉の自動タイマー	15半自動結束機		5
建設業	16コンクリートカッター				6
卸売業、小売業	17食洗器、高圧洗浄機	18冷凍庫			7
医療、福祉	19自動梱包機（プレス駆動タイプ）	20就労管理システム	21プロコリリー移植機		8
その他の業種	22ズボンプレス機、アイロン	23レンタルユニフォーム管理システム、バーコードリーダー	24コードレスポリッシャー、コードレスウエットバキューム、コードレス送風ファン	25クリーニング専用受付POSレジスター	9

全国の導入事例…10ページ

# 「業務改善助成金」徳島県内で活用された設備投資事例（第2集）

## 食料品製造業

※当事例集の金額は、千円以下を切り捨てて記載しています。

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
1 自動皮むき機	今まで手作業でさつま芋の皮むきを行っていたが、全 <b>自動皮むき機</b> を導入することにより、作業時間・要員が約半分となり、短縮された時間で他の作業ができることとなり、また、作業員ごとの処理速度や品質ムラによる影響が少なくなり、安定した製品の製造が見込めることとなった。	45円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>468万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>150万円</b></li> </ul>
2 全自動エア式キヤッパー	手作業と手動レバー式電動ツイストキヤッパーにより瓶の蓋を締めていた作業について、 <b>全自動エア式キヤッパー</b> を導入することにより、作業の効率化と作業者の負担軽減、製品の均質化、品質向上を図った。	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>161万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>100万円</b></li> </ul>
3 金属検出機	麵の回転式包装機は金属検出機能が付いておらず、労働者が手作業で製品を金属検出機まで運んでいた。回転式包装機に接続して設置するタイプの <b>金属検出機</b> を導入することにより、労働者の負担が軽減され、労働能率の増進と共に生産性も約2倍に向上した。	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>107万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>96万円</b></li> </ul>
4 冷塩水システム	調味料（ソース）の加工において、 <b>冷塩水システム</b> を導入することにより、ソースの冷却に約8時間必要であったが半分の4時間程度となった。その結果、ソースの加工回数を1日1回から2回に増やすことが可能となり、1日あたりの生産量が大幅に増加した。また、労働者の作業効率も向上し、労働能率の増進につながった。	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>114万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>100万円</b></li> </ul>

縫製品製造業

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
5 アイロニングテーブル	<p><b>アイロニングテーブル</b>の導入により、アイロン台の高さ調節と風量調節が可能となった。また、アイロン台が濡れることがなくなり、一日中フル稼働できるようになったため、仕上枚数も増えた。さらに、吹上効果により、仕上がり以前より美しくなった。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総事業費 <b>97万円</b></li> <li>■ 助成金交付決定額 <b>77万円</b></li> </ul>
6 本縫いミシン	<p>小型サーボモーターが搭載された省エネタイプの<b>本縫いミシン</b>を導入することにより、今まで作業を中断して行っていた約15分間の油汚れ落としの作業が不要となった。また、小型サーボモーター搭載機は操作性が格段によく、16%～22%の作業能率向上につながった。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総事業費 <b>42万円</b></li> <li>■ 助成金交付決定額 <b>38万円</b></li> </ul>
7 裁断機	<p>これまで使用していた裁断機より大きいタイプのサーボモーター搭載機型<b>裁断機</b>にすることで、15～23%の作業効率アップにつながった。また、伸縮性のある難しい生地のカットも可能となり、受注活動に幅を持たせることができるようになった。その結果、約2割の生産性向上につながった。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総事業費 <b>45万円</b></li> <li>■ 助成金交付決定額 <b>40万円</b></li> </ul>
8 縦筒扁平縫いミシン	<p><b>縦筒扁平縫いミシン</b>を導入することにより、調節や設定にかかる時間が約20%短縮され、作業効率が向上した。ミシンの動きがスムーズなため、不良品の発生や直しにかかる時間が約30%低減されると考えられ、作業効率向上に加えて生産性・生産力の向上が期待できる。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総事業費 <b>79万円</b></li> <li>■ 助成金交付決定額 <b>71万円</b></li> </ul>

その他の製造業

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
<p>9 電動ハンドリフト</p>	<p>パレットに載せた原料・半製品・梱包等の移動を手動で行っていたが、<b>電動ハンドリフト</b>を導入することにより、1カ月あたり約73時間分の生産量の増加が可能となり、出荷件数を増やすことができた。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■ <u>総事業費</u> 66万円 ■ <u>助成金交付決定額</u> 59万円</p>
<p>10 保護フィルム貼り機</p>	<p>従来は手動で製品に保護フィルムを貼っており、3人で1時間を要していた。<b>保護フィルム貼り機</b>を導入することにより、製品の美観性が上がっただけでなく、1人での作業が可能となり、他の2人が別作業を行えるようになったことから、生産性の向上につながった。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■ <u>総事業費</u> 69万円 ■ <u>助成金交付決定額</u> 62万円</p>

飲食業

設備投資の内容		生産性向上の効果		コース	金額
11	真空包装機	真空包装機を導入することにより、食材ロス軽減、食材コスト削減効果や、無作業時間にまとめて食材の下準備をすることが可能となるなど、下準備や在庫確認がこれまでの半分の時間でできるようになった。効果として、料理の提供時間が短くなり回転率をアップさせることや、空いた時間を店内の清掃業務にあてる、テイクアウトの拡充など、労働者の労働能率の増進が見込まれる。		30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>総事業費</u> 110万円</li> <li>■ <u>助成金交付決定額</u> 99万円</li> </ul>
22	冷凍庫、ガスレンジ、炊飯器、電動鱈（うるこ）とり機、コーヒーマシン	冷凍庫の導入により、食材の品質・風味・色などを変えずに長期保存が可能となったことから、これまで以上に大量の仕込みが可能となり、食品ロスの解消にもつながった。ガスレンジ、炊飯器、電動鱈（うるこ）とり機、コーヒーマシンの導入により、複数のスタッフが同時に食材の下準備や同じ料理を作ることが可能となり、作業時間が短縮された。これらの結果、料理提供までの時間短縮や接客サービスにあてる時間と質を向上させることができた。		60円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <u>総事業費</u> 146万円</li> <li>■ <u>助成金交付決定額</u> 131万円</li> </ul>

農業

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
<p>13 芋洗い機、高圧ポンプ</p>	<p>本社の作業場にしか芋洗い機がなく、別の作業場からコンテナで往復20分かけて移動しており、1度に運べる量も限られていたが、別の作業場に芋洗い機及び高圧ポンプを導入することにより、1カ月で38.6時間の時間短縮となり、短縮できた時間で商品のチェック体制等を強化できることとなった。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■総事業費 105万円 ■助成金交付決定額 95万円</p>
<p>14 ビニールハウス開閉の自動タイマー</p>	<p>点在するビニールハウスを人が往復し、手動によりビニールハウスを開閉して温度調整していたが、ビニールハウス開閉の自動タイマーを導入することにより、往復に要する時間を短縮することができ、その時間を他の仕事へあてることができた。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■総事業費 67万円 ■助成金交付決定額 50万円</p>
<p>15 半自動結束機</p>	<p>商品の袋詰め作業を手作業で行っていたが、半自動結束機を導入することにより、作業が半自動化され、作業効率が20%アップした。また、作業に要する時間が削減でき、商品栽培に関する別の作業へ人員を計画的にあてることができた。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■総事業費 87万円 ■助成金交付決定額 78万円</p>

建設業

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
<p>16 コンクリートカッター</p>	<p>以前は土間コンクリート解体の際、サンダー等でカッター切りをしており、切断しきれない部分に研り作業が必要だったが、<b>コンクリートカッター</b>を導入することによって、一気に深く切断できるようになり、研り作業が不要となった。研り作業が不要となったことで騒音もほとんど発生しなくなり、周辺へのグレアム対応も減少した。また、水を利用して切断するため粉塵がほとんど発生せず、片付け時間が不要となった。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■ <u>総事業費</u> 53万円 ■ <u>助成金交付決定額</u> 47万円</p>

卸売業、小売業

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
<p>17 食洗器、高圧洗浄機</p>	<p>揚げ物の陳列パレット、トンダ類、フライヤー器具を2時間かけて手洗い洗浄していたが、<b>食洗器</b>を導入することにより、15分程度に短縮できた。また、脚立とデッキブラシで行っていた店舗周りの清掃作業は、<b>高圧洗浄機</b>を導入することにより、2時間から20分に短縮できた。従業員が安全に作業できるようになり、他の作業を行う時間も確保できることとなった。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■総事業費 17万円 ■助成金交付決定額 15万円</p>
<p>18 冷凍庫</p>	<p>容量の大きな<b>冷凍庫</b>を導入することにより、在庫の種類と量の管理が容易になり、開閉時間の短縮や温度変化も抑えることができ、食品の品質管理がよくなった。作業効率が上がリ、生産性向上が見込まれることとなった。</p>	<p>30円コース</p>	<p>■総事業費 60万円 ■助成金交付決定額 54万円</p>

医療、福祉

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
19 自動梱包機（プレス駆動タイプ）	<p>全国各地の取引先から、大型トラックによりフレキシブルコンテナ（主に米を入れる用途の袋）を1カ月平均15,000枚～20,000枚回収しているが、もう1台<b>自動梱包機</b>を導入することにより、1日あたり300枚の梱包を増やすことが可能となり、なおかつ工場内の整理もできるため効率向上がり、生産性の向上が期待できる。</p>	60円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>278万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>250万円</b></li> </ul>
20 就労管理システム	<p><b>就労管理システム</b>を導入することにより、職員の勤怠情報が自動記録され、手作業で入力する必要がなくなった。また給与計算も自動化され、時間の節約と人為的ミスを減らすことにつながった。これらにより事務職員の作業時間が1カ月あたり2日程度短縮でき、労働能率の増進が図れた。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>83万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>75万円</b></li> </ul>
21 ブロッコリー移植機	<p>ブロッコリー植付作業において、1列植えの移植機で10アールあたり5時間かかっていたところ、2列植えの<b>ブロッコリー移植機</b>を追加導入することにより、10アールあたりの植付にかかる時間が2時間程度短縮されるため、年間で2,100時間を短縮することが可能となり、別の作物を空いた時間で生産することができるようになった。</p>	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>132万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>119万円</b></li> </ul>

その他の業種

設備投資の内容	生産性向上の効果	コース	金額
22 ズボンプレス機、アイロン	<b>ズボンプレス機</b> 及び <b>アイロン</b> を導入することにより、経験の少ない者でもセットすれば自動でプレス作業ができるようになった。また、以前は片足ずつセット・プレス作業を行っていたが、両足を一度にプレスできることにより、作業時間を約30%短縮することができ、生産性が向上した。	45円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>205万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>180万円</b></li> </ul>
23 レンタルユニフォーム管理システム、 27 バーコードリーダー	<b>レンタルユニフォーム管理システム</b> を導入することにより、手作業で行っていた取引先とのやり取りがオンラインでできるようになり、大幅に時間短縮できることとなった。また、 <b>バーコードリーダー</b> を採用することにより、入出庫作業の入力時間や、今まではFAX送信していた作業についても大幅に時間短縮された。	45円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>113万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>100万円</b></li> </ul>
24 コードレスポリリッシャー、コードレスウエットバキューム、コードレス送風ファン	<b>コードレスポリリッシャー</b> 、 <b>コードレスウエットバキューム</b> 、 <b>コードレス送風ファン</b> を導入することにより、コードの差し替えにかかる作業員の負担が軽減された。また、コードレスになったことで医療福祉機関の作業現場では、点滴台やモニターを使用する患者様にも安心して過ごしてもらえ効果があった。結果として3日間で1病棟の作業を行う予定が、3日で2病棟の作業が可能になるなど、作業効率が上昇した。	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>112万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>101万円</b></li> </ul>
25 クリーニング専用受付POSレジスター	お客様1人あたりレジの手入力に約5分を要していたが、 <b>クリーニング専用受付POSレジスター</b> を導入することにより、すべての操作がタッチパネル式となり、入力ミスの防止や迅速な商品受け渡しにつながった。商品の状態を正確に記録できるため、お客様対応時のトラブル防止と従業員の心身負担軽減につながった。その結果、商品受け渡しの時間が1日あたり約30分短縮して労働能率が増進し、お客様の回転率も向上して生産性が向上した。	30円コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>■総事業費 <b>80万円</b></li> <li>■助成金交付決定額 <b>50万円</b></li> </ul>

ハード面		ソフト面	
	業種を問わず導入されるもの	業種特有のもの	システム関係
宿泊業、飲食サービス業	POSレジ、洗浄機、包装機	冷凍冷蔵庫、食券機、調理器具	顧客管理システム、給与システム、オーダーシステム
	POSレジ、フオークリフト、包装機	冷凍冷蔵庫、調理器具、精米機	顧客管理システム、受発注機能付ホームページ
卸売業、小売業	POSレジ、洗浄機、包装機	美容器具、シャンプーユニット、洗濯乾燥機	顧客管理システム、経営ソフト、オーダーシステム
	フオークリフト、洗浄機、包装機	冷凍冷蔵庫、調理器具、ミシン	顧客管理システム、原価管理システム
製造業	POSレジ、洗浄機	福祉車両、歯科用子エアーユニット、施術・医療ベッド	既存設備の増設（レイアウト変更）
医療、福祉	フオークリフト、洗浄機	特殊用途自動車（運搬用冷凍庫）	既存設備の増設（レイアウト変更）、登園降園受付管理システム
運輸業	フオークリフト、洗浄機		配車システム（トラック・タクシー）

# 徳島県賃上げ応援金プラス

設備投資等の**生産性の向上に取り組み、賃上げを行う**「中小・小規模事業者」を支援します！

**対象者**：事業場内最低賃金を30円以上の引き上げを行う中小・小規模事業者

**補助内容**：生産性向上に資する設備投資等の費用など

## 上乘せコース(国助成の上乗せ)

### <対象要件>

- 令和5年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和6年2月28日までに確定通知を受けていること**等

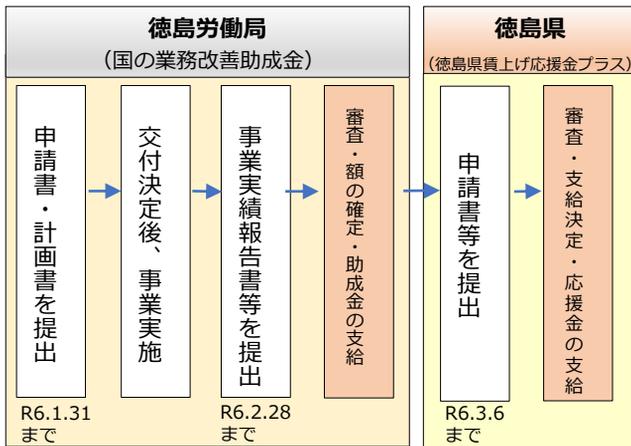
※国の「業務改善助成金」についての詳細は、右のQRコードからご確認ください。



### <助成率>

- 設備投資等の額の「1/10」  
※上限あり（国助成金上限額の1/10）

### <上乘せコース 申請の流れ>



## 拡大コース(県単独の支援)

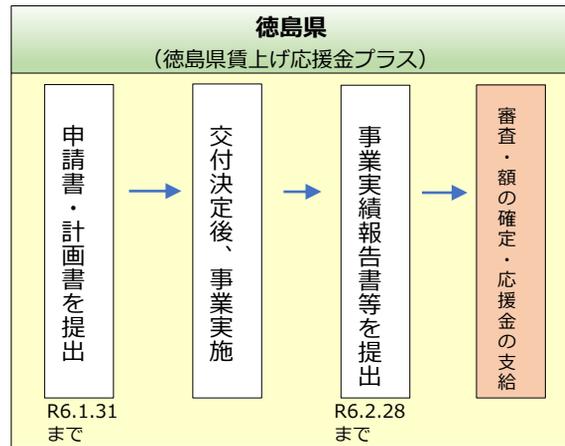
### <対象要件>

- 県内の事業場において、事業場内最低賃金が「**1,000円以下**」で、地域別最低賃金との差が「**51円以上**」であること  
※徳島県の地域別最低賃金（R5.10.1～）：896円
- 令和5年10月10日から令和6年2月28日の間に県内事業場で「**30円以上**」の賃金引き上げを行い、**生産性向上に資する設備投資等を行うこと**等  
※事業場規模50人未満は、令和5年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ後の申請も可能

### <助成率>

- 設備投資額の「3/4～9/10」  
※上限あり（賃金引き上げ額・人数により変動）  
※裏面参照

### <拡大コース 申請の流れ>



## 申請方法

「上乘せコース」は令和6年3月6日【必着】までに、「拡大コース」は令和6年1月31日【必着】までに、申請書類を徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

徳島県賃上げ応援金プラスに関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 働き方改革担当

MAIL：[roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp](mailto:roudoukoyousenryakuka@pref.tokushima.jp)

TEL：088-621-2346

FAX：088-621-2852

詳細は徳島県ホームページをご確認ください



# 徳島県賃上げ応援金プラス(拡大コース)の助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業上内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。  
(なお、②・③に該当する場合は、補助対象経費の拡充も受けられます。)

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## 補助対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

# 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

## 1. 賃金引上げに関する支援

### ① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）  
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



### ② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



### ③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



### ④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課  
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口  
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)  
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



### ⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課  
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



<p>⑦ <b>中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</b>          問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター          電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	<p>(⑥と同じ)</p> 	
<p>⑧ <b>事業再構築補助金</b>          問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター          受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く）          電話番号：&lt;ナビダイヤル&gt;0570-012-088 &lt;IP電話用&gt;03-4216-4080</p>	<p>事業再構築補助金</p>	<p>検索</p>
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		
<p>⑨ <b>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</b>          問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター          電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>	<p>ものづくり補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		
<p>⑩ <b>小規模事業者持続化補助金</b>          問い合わせ先：&lt;商工会の管轄地域で事業を営む方&gt;全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。<a href="https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a>          &lt;商工会議所の管轄地域で事業を営む方&gt;日本商工会議所 電話：03-6747-4602</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区)</p> 	<p>(商工会議所地区)</p> 
<p>⑪ <b>サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</b>          問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局          電話：0570-666-424</p>	<p>IT 導入補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		
<p>⑫ <b>事業承継・引継ぎ補助金</b>          問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局          (経営革新事業)：050-3615-9053          (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>	<p>検索</p>
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

<b>⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン</b> 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		

<b>⑭ パートナーシップ構築宣言</b> 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

<b>⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</b> 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		

<b>⑯ 官公需情報ポータルサイト</b> 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		

### 4. 資金繰りに関する支援

<b>⑰ セーフティネット貸付制度</b> 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		

<b>⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</b> 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	(日商) 	(公庫) 

### 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

<b>⑲ 建設事業主等に対する助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		

<b>⑳ 人材確保等支援助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		

<b>㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

<b>㉒ 人材開発支援助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

## 6. 相談窓口・各種ガイドライン

<b>㉓ 働き方改革推進支援センター</b> 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

<b>㉔ よろず支援拠点</b> 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

<b>㉕ 下請かけこみ寺</b> 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。		

<b>㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」</b> 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>  
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



(2023.1)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

# 最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です  
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

## 業務改善助成金

業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

## キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

## 事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

## ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は令和5年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介します。具体的な公募情報、申請方法等はホームページ等でご確認ください。

# <業務改善助成金> ※赤字箇所は、8月31日からの拡充内容

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金  
引き上げの計画



設備投資等の計画  
機械設備、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

計画の承認  
と実施

設備投資等の費  
用の一部を助成

## 対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

さらに

一定の事業者は、賃金引き上げ後の申請も可能です！

(要件)

- ・ 事業場規模が50人未満であること
- ・ 令和5年4月1日～12月31日に事業場内最低賃金を引き上げていること

## 助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※ ( ) 内は生産性要件を満たした事業場

## 助成対象経費の例

機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円 (230万円)	450万円 (450万円)
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円 (180万円)	300万円 (300万円)	600万円 (600万円)

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細はホームページ参照）のみ対象。

※ ( ) 内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

## 活用例

- ・ 地域別最低賃金が900円
- ・ 事業場内最低賃金を910円から970円にUP  
→事業場内最低賃金が910円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施  
→60円コース・7人以上の区分で  
助成上限額は**230万円**



(設備投資費用が300万円の場合…)  
 $300万円 \times 4/5 = 240万円$   
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440



## <事業再構築補助金> (最低賃金枠)

- 事業概要：新市場進出、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた 規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。
  - 主な要件：2022年10月から2023年8月までの間で、3か月以上 **最低賃金 + 50円以内**で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること。
  - 補助上限：最大1,500万円  
(成長枠は最大7,000万円、更に一定の賃上げで上限額を最大3,000万円引上げ)
  - 補助率：2/3～3/4
  - 賃上げ加点：事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を以下の水準以上**とすることを加点要素とします（水準が高いほど追加で加点）。
    1. **地域別最低賃金より+30円以上**
    2. **地域別最低賃金より+50円以上**
- ※赤字箇所は、現在公募（第11回）より措置



↑現在の公募要領はこちら

**問合せ先** 事業再構築補助金コールセンター：0570-012-088

## <ものづくり・商業・サービス補助金>

- 事業概要：革新的製品・サービスの開発や生産プロセス改善等に係る設備投資を支援します。
  - 補助上限：最大4,000万円  
更に一定の賃上げで、上限額を最大1,000万円引上げ
  - 補助率：1/2～2/3
  - 賃上げ加点：給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、**「事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準にすること」を更なる加点要素**とします。
- ※赤字箇所は、次回公募（第17次）より措置



↑現在の公募要領はこちら

**問合せ先** ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-8880-4053

## <IT導入補助金>

- 事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。
  - 補助上限：最大450万円
  - 補助率：1 / 2 ～ 3 / 4
  - 賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、**「事業場内最低賃金を地域別最低賃金 + 50円以上の水準にすること」を更なる加点要素**とします。
- ※赤字箇所は、10月2日に申請受付開始する公募回より措置



↑現在の公募要領はこちら

**問合せ先** サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

## <キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- ①正社員化コース
- ②障害者正社員化コース
- ③賃金規定等改定コース
- ④賃金規定等共通化コース
- ⑤賞与・退職金制度導入コース
- ⑥短時間労働者労働時間延長コース

### 支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。



問合せ先 都道府県労働局（パンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」P63ご参照）

## <働き方改革や経営改善に向けた相談先>

### ①働き方改革推進支援センター

#### 相談支援

#### コンサルティング

#### セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が  
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家がセンターにて相談に応じます。電話・メールでも相談できます。
- ◆ 専門家が会社を訪問、またはオンラインにより、1回あたり2時間程度、3回を標準として、コンサルティングを実施します。
- ◆ センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター



### ②よろず支援拠点

#### 経営革新支援

#### 経営改善支援

#### ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先 各都道府県よろず支援拠点



中小企業・  
小規模事業者のための  
経営相談所

# よろず 支援拠点

# 売上拡大 経営改善

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！  
お気軽にご連絡ください。

- 1 売り上げ拡大のための解決策を提案します  
⇒「経営革新支援」
- 2 資金繰りや事業再生等に関する  
経営改善のための経営相談に応じます  
⇒「経営改善支援」
- 3 地域の支援機関とのネットワークを活用して、  
経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します  
⇒「ワンストップサービス」

各都道府県のよろず支援拠点はこちら

裏面をご覧ください

**経営のお困りごとがあれば、ご相談ください！**

※「よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。

(独) 中小企業基盤整備機構が、「よろず支援拠点」の活動支援等を行う「よろず支援拠点全国本部」となっています。

# 各都道府県のよろず支援拠点

	拠点名	住所	相談電話番号	設置機関	
北海道	北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	
東北	青森県よろず支援拠点	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-721-3787	(公財) 21 あomorい産業総合支援センター	
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3826	(公財) いわて産業振興センター	
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-14-2	022-393-8044	宮城県商工会連合会	
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5605	(公財) あきた企業活性化センター	
	山形県よろず支援拠点	山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階	023-647-0708	(公財) 山形県企業振興公社	
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階 403号室	024-954-4161	(公財) 福島県産業振興センター	
関東	茨城県よろず支援拠点	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5339	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	
	栃木県よろず支援拠点	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2618	(公財) 栃木県産業振興センター	
	群馬県よろず支援拠点	前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階	027-265-5016	(公財) 群馬県産業支援機構	
	埼玉県よろず支援拠点	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	0120-973-248	(公財) 埼玉県産業振興公社	
	千葉県よろず支援拠点	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト23階	043-299-2921	(公財) 千葉県産業振興センター	
	東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階	03-6205-4728	(一社) 東京都信用金庫協会	
	神奈川県よろず支援拠点	横浜市中区尾上町5-80	045-633-5071	(公財) 神奈川県産業振興センター	
	新潟県よろず支援拠点	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階	025-246-0058	(公財) にいがた産業創造機構	
	山梨県よろず支援拠点	甲府市南口町7-20	055-288-8400	(公財) やまなし産業支援機構	
	長野県よろず支援拠点	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5875	(公財) 長野県産業振興機構	
	静岡県よろず支援拠点	静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5117	静岡商工会議所	
	中部	愛知県よろず支援拠点	名古屋市中区村区名駅四丁目4番38号 ウィンクあいち14階	052-715-3188	(公財) あいち産業振興機構
		岐阜県よろず支援拠点	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階 (県民ふれあい会館)	058-277-1088	(公財) 岐阜県産業経済振興センター
		三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階	059-228-3326	(公財) 三重県産業支援センター
富山県よろず支援拠点		富山市高田527 情報ビル1階	076-444-5605	(公財) 富山県新世紀産業機構	
石川県よろず支援拠点		金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-6711	(公財) 石川県産業創出支援機構	
近畿	福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル3階	0776-67-7402	(公財) ふくい産業支援センター	
	滋賀県よろず支援拠点	大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階	077-511-1425	(公財) 滋賀県産業支援プラザ	
	京都府よろず支援拠点	京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	(公財) 京都産業21	
	大阪府よろず支援拠点	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階	06-4708-7045	(公財) 大阪産業局	
	兵庫県よろず支援拠点	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085	(公財) ひょうご産業活性化センター	
	奈良県よろず支援拠点	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-81-3840	(公財) 奈良県地域産業振興センター	
	和歌山県よろず支援拠点	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ6階	073-433-3100	(公財) わかやま産業振興財団	
	中国	鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	0857-31-6851	鳥取県商工会連合会
		島根県よろず支援拠点	松江市北陵町1番地テクノアークしまね内	0852-60-5103	(公財) しまね産業振興財団
		岡山県よろず支援拠点	岡山市北区磨屋町3-10 (クリエイティブコワーキングスペースTOGITOGI内)	086-206-2180	(公財) 岡山県産業振興財団
広島県よろず支援拠点		広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階	082-240-7706	(公財) ひろしま産業振興機構	
山口県よろず支援拠点		山口市小郡令和1丁目1-1 山口市産業交流拠点施設4階	083-902-5959	(公財) やまぐち産業振興財団	
四国	徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町5番地8-8 徳島経済産業会館2階	088-676-4625	(公財) とくしま産業振興機構	
	香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-6090	(公財) かがわ産業支援財団	
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館内	089-960-1131	(公財) えひめ産業振興財団	
	高知県よろず支援拠点	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5階	088-846-0175	(公財) 高知県産業振興センター	
九州	福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-7809	(公財) 福岡県中小企業振興センター	
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町大字八戸溝114番地	0952-34-4433	(公財) 佐賀県産業振興機構	
	長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階	095-828-1462	長崎県商工会連合会	
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町大字田原2081番地10	096-286-3355	(公財) くまもと産業支援財団	
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-537-2837	(公財) 大分県産業創造機構	
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎県工業技術センター2階 (宮崎テクノリサーチパーク内)	0985-74-0786	(公財) 宮崎県産業振興機構	
	鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館3階	099-219-3740	(公財) かがしま産業支援センター	
沖縄	沖縄県よろず支援拠点	那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	098-851-8460	沖縄県商工会連合会	
よろず支援拠点全国本部		(独) 中小企業基盤整備機構			

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください!

よろず支援拠点コーディネーター等がご相談をお受けします!

40

※このチラシは、よろず支援拠点全国本部が作成しています。



# 賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU 1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU 2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU 3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

#### A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

#### A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

#### A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



## CASE 1

### 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



## CASE 2

### 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ  
助成金

3

働き方改革  
推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

## ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、  
専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは  
こちら



パート・アルバイトで働く方が

## 「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



### パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、  
厚生年金・健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、  
国民年金・国民健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、  
厚生年金や健康保険の加入に併せて、  
**手取り収入を減らさない取組**<sup>(※)</sup>  
を実施する企業に対し、  
**労働者1人当たり最大50万円**  
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給  
(社会保険料の算定対象外)  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

#### 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、  
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、  
**収入が一時的に上がったとし**  
**ても、事業主がその旨を証明**  
することで、  
**引き続き被扶養者認定が可能**  
**となる仕組みを作ります。**

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する  
厚生労働省HP



## 「106万円の壁」への対応

### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

#### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当)	<b>1年目 20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上を追加支給</b> (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目 20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上を増額</b>	<b>3年目 10万円</b>

#### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

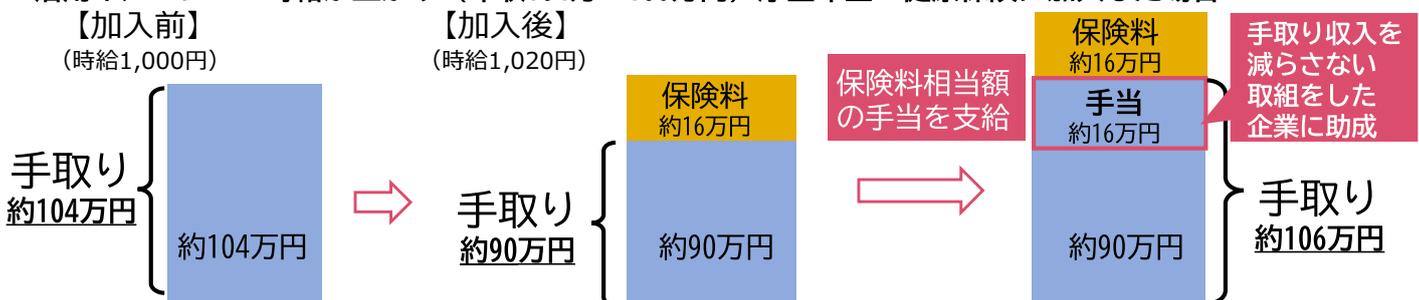
※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

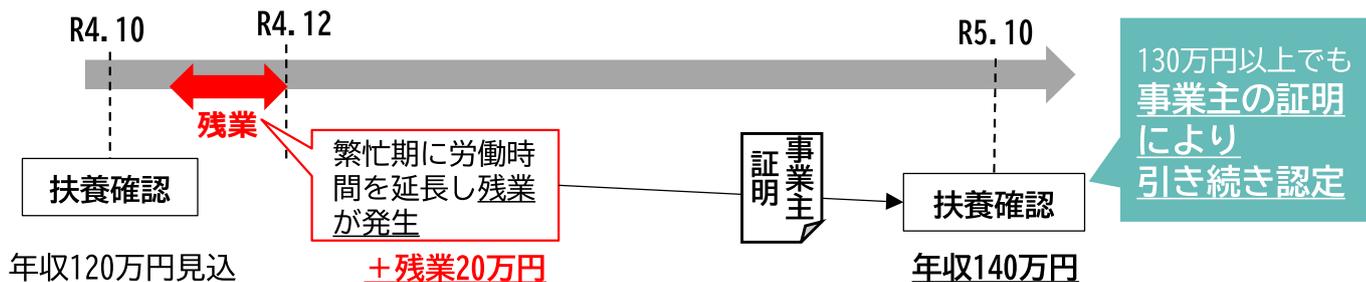


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。  
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

# 配偶者手当を見直して

若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？

## いわゆる「年収の壁」対策

- 今年は**30年ぶりの高い水準での賃上げ**。地域別最低賃金額の全国加重平均は1,004円となった。
- 短時間労働者にもこのような賃上げの流れを波及させていくためには、**本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境作り**が大切。
- わが国では、2040年にかけて生産年齢人口が急減し、社会全体の労働力確保が大きな課題。既に、企業の人手不足感は、コロナ禍前の水準に近い不足超過となっており、**人手不足への対応は急務**。
- 当面の対応として、政府は「**年収の壁・支援強化パッケージ**」をとりまとめ、支援を開始。

詳細はこちら



### 「年収の壁」と配偶者手当の関係について

私たち企業の配偶者手当と「年収の壁」は何の関係があるの？



例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、**手当受取りの収入基準を超えないように働き控え**をする場合もあるんだ。

このため、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合があると聞いたよ。

※配偶者のいるパートタイム労働者の就業調整の理由：  
被扶養者認定基準（130万円）57.3%、被用者保険加入（106万円）21.4%、配偶者手当15.4%

なるほど。その場合、配偶者手当を見直す必要があるのかもしれないね。



そうだね。配偶者手当を見直すことは、自社の人材確保のためにも役立つよ。

配偶者手当の原資をもとに、**共働き**の方や**独身**の方、**能力開発**に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えるいい機会になると思う。

**配偶者手当を支給する企業は減少傾向**なんだ。

働く意欲のあるすべての人が、「年収の壁」を意識することなく、その能力を十分に発揮できるような環境の整備にみんなで取り組んでいけたらいいね。

## 4ステップのフローチャート

賃金制度の円滑な見直しに向け、次のチャートを参考に進めてみましょう

Step 1

### 賃金制度・人事制度の見直し検討に着手

まずは、他社の事例※も参考に自社の案を検討

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P30をご覧ください

Step 2

### 従業員のニーズを踏まえた案の策定

アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく

Step 3

### 見直し案の決定

[決定の過程での留意点]

- ・ 労使での丁寧な話し合い
- ・ 賃金原資総額の維持
- ・ 必要な経過措置

※【「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編】P8やP30を参考に、従業員の納得感があるものにしましょう

※留意すべき法律や判例についてはP12以降をご参考ください

Step 4

### 決定後の新制度の丁寧な説明

見直しの影響を受ける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当」のあり方の検討に向けて 実務資料編



## 手当見直し内容の具体例

- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 基本給の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 子ども手当の増額
- ・ 配偶者手当の廃止（縮小） + 資格手当の創設
- ・ 配偶者手当の収入制限の撤廃

など



詳細は、厚生労働省ウェブサイト

「配偶者手当の在り方の検討」にまとめています。



## 1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
  - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
  - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

## 2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

### 【行動①：本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### 【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用<sup>1</sup>又は下請代金法上の買いたたき<sup>2</sup>として問題となるおそれがある。

### 【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

### 【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

### 【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

### 【行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

<sup>1</sup> 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

<sup>2</sup> 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

### 3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

#### 【行動①：相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

#### 【行動②：根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

#### 【行動③：値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

#### 【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

### 4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

#### 【行動①：定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

#### 【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

### 5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。